

● 発 行

郵政産業労働者ユニオン

東京地方本部 発行責任者 田中 孝史 ₹104-0031 中央区京橋 3-6-3

京橋通郵便局 5F

TEL • FAX 03-3535-5447

piwutokyo@yahoo.co.jp

支社は速やかな回

三六 交通

要求を

交渉の場の設定を

置を求めていきます。 務時間内に終えられる人員配 組んでいるのかを確認し、 とで、 は具体的な数字を出させるこ ありません。その為、 心・安全な職場に変わる事は 要員問題を解決なしに安 どのような認識で取 支社に 勤

増大につながっています。 事故・郵便事故・労働災害の 協定の特別条項の適用、 原因で超過勤務の増大、 解決出来ていません。それが 保が必要でという認識に立 ているにもかかわらず一向に 本社・東京支社も労働力確

勤務時間管理

社としてそれを根絶させて とも求めていきます。 を求めていきます。 革をどのようにしていくの くためにどのように取組む 金を払うのは当然です。 労働は、 務時間管理の出来ない管理者 れているただ働きですが、 にはペナルティーを設けるこ 各職場で当然のように行わ 勤務時間管理者の意識改 超過勤務の対象で賃 また、勤 時間外 コス か \mathcal{O} 11

> 時間管理を求めています。 削 減のためにも正しい勤

くの支部から出された意見をまとめて大会要求としました。

東京地本第7回大会要求書を東京支社へ提出しました。先の大会で多

9月10日、

再配達希望時間帯の変更

あり、 本社・支社からの指示が遅いければなりません。現場では 所があります。 班 せん。そのために各職場・各 更に関しては、万全の態勢で し、それすらないと言う声が 休息時間の曖昧なところが 対応することができていま る再配達希望時間帯の変 て追及していきます。 り、業務執行のあり方も含 での対応になっている局 9月1日から実施され 本来服務表を改正しな 特に、休憩・ 7

のか。文章や言葉だけでは無ス違反をなぜ根絶できないい立替払い。コンプライアン 販 く追及していきます。 くなりません。不適正な営業 売を根絶させるため厳し 何度言ってもなくなら

深夜労働

をおこない、要求をまとめて ている組合員を対象に交流 今年度は、 深夜労働を行

> も交えての交流を行います。 もあり、早急な課題として求 夜の勤務密度が濃くなって まって以降、多くの職場で深 郵便・物流ネットワークが始 めていきます。 いきます。また、 い場合もあります。現職死亡 います。休憩・休息も取れな 関東の仲間

期間雇用社員関係

のたたかいにつながるよう 交渉していきます。 の絡みがありますの 郵政労契法20条裁判と で今後

渉外関!

ない目標とパワハラまがい ています。現場では、 の少ない貯金を食い物にし 映されたように詐欺まが 正と改善を求めています。 の研修が行われおり、その是 の募集がおこなわれ、高齢者 現在、渉外ではテレビで放 あり得

労働災害

いようにと言った。

複数

管理者は、デマに騙されな 各職場に発信▼ある職場 事実はないと、

情報文章を

のような報道発表を行った

省で決定された事実は

無

総務省・当社とも、

そ

す。 り、強く改善を求めていきま 根絶は早急な要求課題であ えない状態です。労働災害の 集中局では労働災害が絶

> 深刻化が大きな問題となっ 現場では配達労働力不足 報道機関での発表であり、

ている。

要員不足の中での

に注視が必要だ(k)

報道だけに今後の成りゆ

日付印 のデマが飛 つ たそ

う

び

東

地震の際多く

海道での大

だ。 社側はその日のうちに総 動いたか、と思いきや、 道がされた▼ついに会社 討している。早ければ20 る方向で郵便法の改正を検 を取りやめ、平日のみとす 殺された▼今年の9月12 を入れたというデマが飛 際は、井戸水に朝鮮人が毒 わることも▼関東大震災 報、正しい情報が届かない、 ない・遅い・出所不明 19年にも法改正という報 伝えが大きく変わって伝 郵便物の土曜日の 総務省は人員不足のた 災害時での 多くの在日の方が虐 情報が、 の情 配 ŧ 会 達

各種人事制度の改正について

夏期・冬期休暇

又は2日、

日数を付与。(夏期休暇 ソシエイト高齢 たアソシエイト社員及びア これまでどおりの休暇 冬期休暇3日) 再雇用社員

※短時間社員から採用され ましたら配布。 ・申請書は提出 時期になり

の勤続年数の方を対象と度ができたことから一定 た。「なぜ1日だけなのか して設けた」と回答しまし あり、アソシエイト社員制 イブを背景とした制度で 「長期雇用のインセンテ

暇·有給)。 アソシエイト高齢再雇用社 設(アソシエイト社員及び) ★夏期: れぞれ1日付与(特別休 ・夏期休暇・ 徐暇· 冬期休暇をそ 冬期休暇の 期間雇用社員を置き去り イフバランスを言うなら の主旨を勘案し、ワークラ

張したのに対し、 にするべきではない」と主 会社は

との問

品いには、

「今般

 \mathcal{O} 春

下げの撤回を! 闘ゾーンの 許しません。 均等待遇 答にとどまりました。 して提案したもの」との った処遇改善薬の一つと の流れに逆行 なかでおこな 労働条件引き

月

1

9

日

総が

カコ

り

 \mathcal{O}

学

動

 $\begin{array}{c} 2 \\ 0 \\ 1 \end{array}$ あたらしいシリーズで解説していきます。 8年10月 から各種人事制度が改正になります。

20条裁判勝利 東京地評争議支援行動 9月20日本社前で

アソシエイト社員のみ 提案だが、夏期冬期休暇

-央本部は団

65歳解雇裁判

65歳を超えた非正規社員の雇い止めの撤 回と65才雇い止めを定めた就業規則の無効 を求めた裁判で、最高裁は9月14日、「上告 棄却」という不当判決を出しました。この判 決に対し断固抗議します。

今、社会の流れは労働力不足のなかで、定 年延長や、高齢者活躍などが叫ばれ、私たち の職場でも就業規則を無視した形で、65才 を超えても雇用されているという実態があり ます。

最高裁の不当判決を糾弾し、今後も65才 雇い止めの就業規則の撤廃を求める報告集会 が、原告団、弁護団、支える会、郵政ユニオ ンの共催で開催されます。

郵政「65歳解雇裁判」最髙裁不当判決 糾弾!報告集会

10月10日(水)18時30分~20時 文京シビック3F





委員が行 名の支援者が集まりまし の行動でしたが、 支援行動が行なわれ 0 挨拶に東京地本委員長 京地評常任幹 前 日 小 司会は鵜島特別執行 14時からは郵政本 雨 (木) (霞ヶ関 の降 浅川原告 東 る 事・連 主催者 京地 中、 旧 (本社) 約 9 4 0 まし 帯 \mathcal{O} 争 月 東 で 議 \mathcal{O}

郵政券契法

1

0

月

6

日

第 4

口

本社

前

面

(7)

行

動

日

程

20条裁判

東京高裁判決日 12月13日(木)14:00 東 京高裁 822 号法廷

1 1 1 1 1 1 0月24日 さいたま新 0 0月14日 0 0 月10 委員会 習会 **月** 1 月 3 バスツアー 月 1 9 日 月 1 0 日 動東京総行 行 分 センター 求する会」 報告集会 8時45分 下落合コミュニティー 都心過労自死事件 本裁判結審 動 18時30分 8 日 日 日 文京シ 地本レ 第6回総会 6 5 歳 2 地 動 け 本秋 んり

追

条西

安倍退 18 時 陣 国 3

員のシュプレヒコールと団 る会から、 6 5 歳 最後は郡地本執行 それぞれ発言が 雇 で締めま 裁判」 支え 委

ツビ

裁

判